１　用語解説

用　語	解　説	掲　載 ページ
あ		
あいサポート運動	県民を始め、企業・団体等が「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解し、実践することにより、誰もが暮らしやすい共生社会をつくっていく運動。平成21年11月に鳥取県で開始し、平成23年４月には島根県、平成23年10月に広島県でも開始した。	15
アンコンシャス・バイアス	「無意識の思い込み」などと表現され、何かを見たり、聞いたり、感じたときなどに、無意識に「こうだ」と思い込むこと	４、５
え		
ＡＩ	コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）等を行う、人間の知的能力を模倣する技術。Artificial Intelligence（人工知能）の略	30
エイズ	「後天性免疫不全症候群」のこと。ＨＩＶ感染を原因として生じた免疫不全の状態、及びこの免疫不全を原因として、様々な日和見感染や、場合によっては悪性腫瘍等が合併した状態のことをいう。	23、24
ＨＩＶ感染	ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、エイズを発症していない状態	23、25
ＳＮＳ	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるＷｅｂサイトの会員制サービスのこと	８、９、24、31、32
エソール広島	広島県女性総合センターの愛称。広島県の男女共同参画を促進するための拠点施設として、「情報・研修・相談・支援・チャレンジ支援」の５部門を柱とする事業を実施している。	６、22
ＬＧＢＴ ＬＧＢＴＱ ＬＧＢＴＱ＋	「Lesbian(レズビアン)」、「Gay(ゲイ)」、「Bisexual(バイセクシャル)」、「Transgender(トランスジェンダー)」の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。ＬＧＢＴＱ＋の「Ｑ」は、自分の性のあり方を決めたくない、探している「Questioning（クエスチョニング)」、あるいは性的マイノリティを包括的に表す表現「Queer（クィア)」、「＋」は、さらに様々な性のあり方があることを意味している。	21、22
き		
北朝鮮当局による拉致問題等	北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題	32
け		
県障害者権利擁護センター	障害者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待防止法」に基づき設置。主に使用者（障害のある人を雇用する事業主など）による虐待など、障害のある人の権利を脅かす行為に気づいたときの相談、通報、届出の窓口を運営している。	16

用　語	解　説	掲　載 ページ
こ		
合理的配慮	障害者が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられるべき措置のこと	14、15
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為の意。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。	11、12
し		
ジェンダーアイデンティティ（性自認）	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。例えば、「私は女性である」「私は男性である」などの、自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識のこと	１、２、21、22
児童虐待	保護者などによる、子供の心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為をいう。「児童虐待防止法」では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、放置）及び心理的虐待が児童虐待と定義されている。	８、９、10
児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」	虐待かもしれないと思った時等に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号	８、９
障害者虐待	「障害者虐待防止法」では、虐待の主体に着目して、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の三つに分類し、行為については、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待の五つに分類している。	14、15、16
障害者虐待防止ネットワーク推進会議	「障害者虐待防止法」第 39 条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制の整備を推進することを目的とした会議	16
障害者に関するマーク	障害のある方に配慮した施設であることや、様々な障害について分かりやすく表示するためのマークや標示	15
情報リテラシー	情報化社会で情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力	８
女性のキャリア応援コーナー	再就職を希望する子育て世代の女性やキャリアチェンジを目指す女性など、「県内で働くことを希望するすべての女性等」を対象に、キャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、自身の働き方やキャリア等に関する個別の相談対応や、就職活動に関する情報提供を行う、県が設置する窓口	７
新型コロナウイルス感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）」による感染症。ＣＯＶＩＤ－19	24
人権擁護委員	「人権擁護委員法」（昭和 24 年法律第 139 号）に基づき、法務局・地方法務局等と連携しながら、全国各地で人権啓発を含む人権擁護活動を行う民間ボランティア。市町村からの推薦を受け法務大臣が委嘱する。	36
す		
ストーカー	好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人	４、５、６

用　語	解　説	掲　載 ページ
せ		
性自認	自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもある。 なお、本プランにおいてはジェンダーアイデンティティと同義語として取り扱っている。	１
性的指向	恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。例えば、「男性が好き」「女性が好き」「男性と女性の両方が好き」「男性と女性の両方が好きではない」などのこと	１、２、21、22
性的マイノリティ	レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー（ＬＧＢＴ）など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称 「ＬＧＢＴ、ＬＧＢＴＱ、ＬＧＢＴＱ＋」を参照	21 、22
性被害ワンストップセンターひろしま	性犯罪・性暴力被害者に対し、ワンストップの支援を実施することを目的に県が設置する相談窓口	５、６、９、29
世界エイズデー	世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、ＷＨＯ（世界保健機関）が 1988 年に制定したもので、毎年 12 月１日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。	24
セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。「男女雇用機会均等法」においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること」、または「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。	４、６
そ		
ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。	35
ＳＯＧＩ	性的指向を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティを示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。ＳＯＧＩは身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているもの	21
た		
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。（広島県男女共同参画推進条例第２条第１項）	４ 、６
て		
デートＤＶ	結婚前の恋人間の身体的、精神的、性的暴力のこと	５ 、６
と		
共家事・共育て	家庭内で夫婦（パートナー同士）が話し合って家事・育児を分担し、協力して取り組むこと	7

用　語	解　説	掲　載 ページ
に		
認知症	アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、うつ病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患は除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態	11、12
認知症サポーター	自治体等が開催する所定の養成講座を受講することで、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を手助けしたり、見守ったりする地域のボランティア	12
は		
配偶者等からの暴力（ＤＶ）	「ＤＶ防止法」上の「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含み、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。 また、「暴力」とは、「ＤＶ防止法」の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指す。 「広島県ＤＶ防止・女性支援計画」においては、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象としている。	１、４、５、６
犯罪被害者等	犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。	28、29
ハンセン病	らい菌による感染症で、基本的には皮膚と末梢神経の病気である。遺伝病ではなく、感染力は極めて弱い。しかしながら、患者が強制的に入所させられたことなどから、強い感染力を持った恐ろしい病気であるという誤ったイメージが定着した。有効な治療薬により完全に治り、早期に治療すれば、身体に障害が残ることはない。治癒した後に残る変化は後遺症にすぎず、回復した人に接触しても感染することはない。	23、24、25
ひ		
広島県人権啓発活動ネットワーク協議会	県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とする協議会（平成 10 年 11 月 26 日発足）	36
広島県人権問題職場研修実施要綱	県職員一人ひとりが、人権問題を正しく認識し理解を深めるとともに、人権尊重の理念に根ざした社会の確立に向け、それぞれの行政分野において、適切な対応が行える力を培うことを目的とした人権問題職場研修の実施について定めたもの	36
ふ		
フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）	一般的な意味では「ろ過」することだが、コンピュータやＷｅｂ等インターネットの世界では「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイト等からの保護等が代表的な例であり、携帯電話事業者等から有害サイトへのアクセスを制限するサービスが提供されている。	10、31
複合差別	複数の要因が重なり、複合的、加重的な形態の差別を受けること。複数の要因が重なることで、より深刻な差別を受けることや、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため、救済にたどりつかないことなど、被害の深刻化が懸念されている。	35
プロバイダ	インターネットサービスプロバイダ。インターネットに接続できるサービスを提供する事業者のこと	30

用　語	解　説	掲　載 ページ
ほ		
法定雇用率	「障害者雇用促進法」（昭和 35 年法律第 123 号）により、一定以上の規模の事業主に義務付けられている障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）の雇用割合	14 、16
ま		
マタニティハラスメント	妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いのこと。	６
や		
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者	８ 、９ 、10
ゆ		
Ｕ＝Ｕ	Undetectable=Untransmittable を略したもの。治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性的接触により他者に感染することはないという事実を啓発するキャッチコピー	24

２　関係法令

本文中の表記	法律の名称	掲載ページ
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）	４
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）	４
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）	４
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成３０年法律第２８号）	４
ＤＶ防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）	４、５
ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）	４
女性支援法	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）	４、５
児童福祉法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	８
教育基本法	教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）	８
こども基本法	こども基本法（令和４年法律第 77 号）	８
高齢社会対策基本法	高齢社会対策基本法（平成 7 年法律 129 号）	11
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）	11
認知症基本法	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第 65 号）	11
障害者基本法	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）	14
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）	14
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）	14

本文中の表記	法律の名称	掲載ページ
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）	14
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）	14
同和対策事業特別措置法	同和対策事業特別措置法（昭和 44 年法律第 60 号） ※昭和 57 年３月廃止	17
地対財特法	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号） ※平成 14 年失効	17
部落差別解消推進法	部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）	17
ヘイトスピーチ解消法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）	19
技能実習法	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 29 年法律第 89 号）	19
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）	21
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）	21
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第 68 号）	21
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	23
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）	23
ハンセン病問題基本法	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）	23
新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）	23
再犯防止推進法	再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）	26
犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）	28

本文中の表記	法律の名称	掲載ページ
プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）	30
情報流通プラットフォーム対処法	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）	30
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	30
北朝鮮人権侵害対処法	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18 年法律第 96 号）	32
アイヌ施策推進法	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）	33